２０２６年度町田市中小企業者等産業見本市出展事業補助金
募集要領

産業見本市に出展する市内事業者に対し、出展に要する経費を最大３０万円を上限に補助します。これにより販路の拡大および技術力の向上を促進します。

１　概要

（１）対象者

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者※とします。

①市内に住民登録を有する個人事業者又は市内を納税地とする法人であること

②３か月以上事業を営んでいること

③市税を完納していること

※　中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業など	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
小売業	５，０００万円以下	５０人以下

（２）補助対象事業

補助の対象となる事業は、国内、国外又はインターネット上で行われる産業見本市に出展する事業です。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

① 市内で行われる産業見本市に出展する場合

② 出展する産業見本市が販売を主たる目的としている場合

③ 自ら企画、又は参画する産業見本市に出展する場合

④ 出展する産業見本市が広く一般に公開されていない場合

⑤ 前各号に掲げるもののほか、事業の性質上、補助することが適当でないと市長が認める場合

（３）補助対象経費

次の条件を満たす補助対象経費一覧に掲げる経費です。

① 出展料

② コンテンツ作成費（産業見本市に出展する商品又はサービス等を広報するためのカタログ、パンフレット、ポスター、動画等。契約から支払いまでが２０２７年３月３１日までに行われるもの。）

※以下の経費は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。

・同一事業同一内容で、国や東京都等から助成を受けている経費

・消費税

・他の用途にも使用できるものや自社で通常業務で使用する営業ツールに係る経費（はがき、ノベルティ、名刺等）

・印刷物に自社名の記載がないものまたは、他社名や他社の連絡先が記載されているもの

・出展に伴う資機材等に係る費用（レンタル等）

・展示装飾に係る費用

（４）補助率

補助対象経費の１／２（小規模企業者の場合、補助対象経費の２／３、トライアル認定事業者が認定期間中に認定商品を PR するために出展する場合、補助対象経費の３／４）

（５）補助額

上限３０万円

※　１，０００円未満切り捨て

２　申請

（１）申請期間

２０２６年４月１日（水）～２０２７年３月１２日（金）　※必着

※先着順で予算の範囲内で受付を行います。

※予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

（２）申請方法

申請書類一式を揃えた上で、郵送または持参にてご提出してください。

＜町田市中小企業者等産業見本市出展事業補助金　申請書類提出先＞

〒１９４－８５２０

東京都町田市森野２－２－２２

町田市経済観光部産業政策課

※持参の場合　町田市庁舎９階　経済観光部産業政策課　９０６窓口

【受付時間】

平日８：３０～１７：００（最終受付１６：３０）

（３）申請書類

Ｎｏ	提出書類	部数
1	**町田市補助金等交付申請書（第１号様式）（指定様式）**	１部
2	**補助事業実施計画書（指定様式）**	１部
3	**補助金額の算出及び収支予算書（指定様式）**	１部
4	**市税の完納証明書** （町田市庁舎２階　市民税課２０７の窓口で発行しています） ※　発行後３ヶ月以内のもの。コピー可。	１部
5	**事業実態が確認できるもの** **法人の場合** **履歴事項全部証明書** **個人の場合** **住民票及び青色申告決算書又は収支内訳書** ※　履歴事項全部証明書又は住民票は発行後３ヶ月以内のもの。 ※　書類はすべて写し（コピー）でも可。 ※　青色申告決算書又は収支内訳書を提出できない場合は、開業届及び月別試算表、売上元帳等事業の成果がわかる資料を提出ください。	各１部
6	**開催概要及び出展（募集）要項（主催、共催、後援等及び出展小間料がわかるもの）**	１部
7	**コンテンツ作成費用を対象経費としている場合** **経費が確認できる資料**	１部
8	**該当の場合**　**町田市補助金　小規模事業者確認書（指定様式）**	１部

※　申請書など、申請に必要な書式は、町田市ホームページ（下記リンク又はＱＲコード）からダウンロードできます。

https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/yushi/exhibition.html

（４）申請に関する注意事項

① 申請書類は、原則Ａ４サイズ、片面印刷で提出してください。

② 経費確認資料（見積書等）の宛名は、申請者名と一致している必要があります。

③ 複数企業で １ つのブースを共有する「共同出展」の場合は、申請前に必ずご相談ください。

④ 申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めること、確認の連絡をすることがございます。

⑤ ご提出いただいた申請書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。

３　申請の流れ

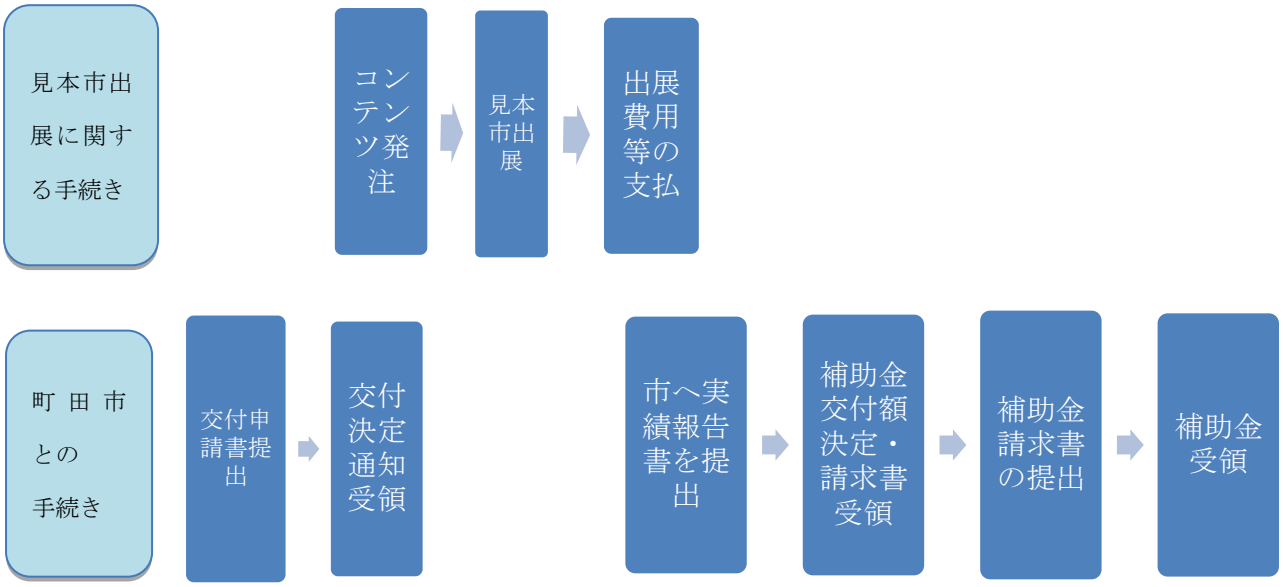

※１　コンテンツについて、２０２７年３月３１日までに契約から支払いを行われるものに限ります。

※２　先着順で予算の範囲内で受付を行います。

※３　予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

※４　交付決定後に補助事業の内容を変更又は中止・廃止しようとする場合は、事前にご相談の上、変更承認申請書を提出してください。

４　よくある質問

【申請について】

Ｑ１．申請の回数に制限はありますか？

Ａ１．申請は一事業者につき国内、国外、オンライン各１回まで申請ができます。

Ｑ２．既に展示会の申込が終わっていますが、申請は出来ますか？

Ａ２.申請は可能です。ただし、展示会の実施後の申請は補助の対象外となりますので、開催の２週間前までに申請を行ってください。
また、チラシ等ポスターの発注は、補助金の交付決定後に発注した物のみが対象となります。

Ｑ３.消費税分は補助対象になりますか？

Ａ３．対象になりません。

Ｑ４．創業して間もない事業者も対象となりますか？

Ａ４．申請日時点で３か月以上事業を営んでいる方が対象となります。

Ｑ５．他の補助金や助成金を受けていますが、申請は可能ですか？

Ａ５．同一の見本市出展に対し、国や東京都等からの補助金を利用することは出来ません。

Ｑ６．クレジットカードでの支払いをしたいのですが、認められますか？

Ａ６．原則、クレジットカードでの支払いは認められません。クレジットカードでの決済を検討されている方は、事前に産業政策課へご相談ください。

Ｑ７．展示会が終了しました、実績報告書の提出方法を教えてください。

Ａ７．展示会終了後 2 か月以内に、ホームページに掲載している町田市補助事業実績報告

書（第 8 号様式）に添付書類を加え、産業政策課へご提出ください。2 か月以内に支払いが完了していない場合は、産業政策課へご相談ください。

＜町田市中小企業者等産業見本市出展事業補助金　問い合わせ先＞
〒１９４－８５２０
東京都町田市森野２－２－２２
町田市経済観光部産業政策課
電　話：０４２－７２４－３２９６　ＦＡＸ：０５０－３１０１－９６１５
メール：keizai010@city.machida.tokyo.jp